

【一定の病気にかかる危険運転致死傷罪の類型別適用件数(平成26年～平成29年)】

		致傷	致死	小計
平成26年中 ※自動車運転死傷 処罰法は同年5月 20日から施行	政令第3条第1号	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	政令第3条第2号	6 (2)	0 (0)	6 (2)
	政令第3条第3号	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	政令第3条第4号	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	政令第3条第5号	2 (0)	0 (0)	2 (0)
	政令第3条第6号	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	13 (2)	0 (0)	13 (2)
平成27年中	政令第3条第1号	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	政令第3条第2号	39 (4)	4 (0)	43 (4)
	政令第3条第3号	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	政令第3条第4号	15 (0)	0 (0)	15 (0)
	政令第3条第5号	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	政令第3条第6号	1 (0)	1 (0)	2 (0)
	計	57 (4)	5 (0)	62 (4)
平成28年中	政令第3条第1号	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	政令第3条第2号	41 (2)	1 (0)	42 (2)
	政令第3条第3号	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	政令第3条第4号	24 (1)	1 (0)	25 (1)
	政令第3条第5号	3 (0)	0 (0)	3 (0)
	政令第3条第6号	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	計	73 (3)	2 (0)	75 (3)
平成29年中	政令第3条第1号	4 (0)	0 (0)	4 (0)
	政令第3条第2号	40 (2)	2 (0)	42 (2)
	政令第3条第3号	4 (0)	1 (0)	5 (0)
	政令第3条第4号	17 (0)	1 (0)	18 (0)
	政令第3条第5号	3 (0)	0 (0)	3 (0)
	政令第3条第6号	5 (0)	2 (0)	7 (0)
	計	73 (2)	6 (0)	79 (2)
合計		216 (11)	13 (0)	229 (11)

※注1 自動車運転死傷処罰法第3条第2項の政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

第3条第1号 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する統合失調症

第3条第2号 意識障害又は運動障害をもたらす発作が再発するおそれがあるてんかん(発作が睡眠中に限

り再発するものを除く。)

第3条第3号 再発性の失神(脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。)

第3条第4号 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する低血糖症

第3条第5号 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈するそう鬱病(そう病及び鬱病を含む。)

第3条第6号 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害